

第6 障がい者（児）福祉

第6 障がい者（児）福祉

「障害者基本法」では、障がいの有無に関わらず、等しく相互に人格と個性を尊重しあいながら共生する社会の実現をめざしています。

1 身体障害者手帳の交付状況

(令和7年3月31日現在)

区 分	18歳未満(人)	18歳以上(人)	計(人)	比率(%)
視 覚 障 が い	8	456	464	6
聴覚障がい(平衡)	17	651	668	8
音声言語障がい	0	75	75	1
肢 体 不 自 由	90	3,763	3,853	48
内 部 障 が い	30	3,057	3,087	37
計	145	8,002	8,147	100.00

▽令和6年度中交付者（新規）

区 分	18歳未満(人)	18歳以上(人)	計(人)	比率(%)
視 覚 障 が い	2	26	28	4
聴 覚 障 が い	1	46	47	12
音声言語障がい	0	1	1	1
肢 体 不 自 由	5	102	107	21
内 部 障 が い	1	273	274	62
計	9	448	457	100.00

2 愛護手帳の交付状況

知的障がい者が、自由な環境の下で主体的に充実した人生を送ることができるよう、適切な援助とその実態把握に努めています。

(令和7年3月31日現在、単位：人)

区 分	18歳未満	18歳以上	計
軽・中度	379	1,206	1,585
重度	133	639	772
計	512	1,845	2,357

3 精神障害者保健福祉手帳

精神障がい者福祉については、従来、患者として医療施策を中心に行われてきましたが、平成5年12月に障害者基本法が改正されたことにより、障がい者として明確に位置づけられました。また、平成7年7月には、精神保健法が「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」に改正され、精神障がい者にも精神障害者保健福祉手帳が交付されるようになり、障がい者福祉施策の対象として位置づけられるようになりました。

(令和7年3月31日現在、単位：人)

等 級	1 級	2 級	3 級	計
交付数	828	2,043	461	3,332

4 自立支援医療費（精神通院医療）承認件数 … 3,647 件

5 重度心身障害者医療費助成事業

重度心身障がい者の保健の向上を図るため、医療費の一部を助成する制度で、当市では、昭和 49 年 4 月から単独で実施してきました。その後、昭和 50 年度から県が制度を設け、実施市町村に対し 1/2 の補助をすることになりました。世帯の所得課税状況に応じて一部負担があります。

令和 6 年度の受給資格者は 3,011 人（令和 7 年 3 月 31 日現在）で、67,877 件、304,105,743 円を助成しました。

■対象者の範囲

64 歳までに次の障がいに認定された方

- ①身体障がい者で障がい程度が 1 級又は 2 級の方
- ②知的障がい者で障がい程度が重度（A）の方
- ③身体障がい者で障がい程度が 3 級の内部障がい者の方（免疫・肝臓除く）
- ④精神障がい者で障がい程度が 1 級の方

6 心身障害者扶養共済掛金補給事業

この共済制度は、心身障がい者を扶養している保護者の相互扶助の精神に基づいて、毎月掛金をかけておき、保護者に万一のことがあった時は、残された障がい者に対し、毎月 2 万円（2 口加入の場合：4 万円）の手当を支給して、生活の安定と福祉の向上を図ることを目的とした任意加入による制度です。昭和 45 年 4 月 1 日青森県が事業主体となって発足しました。

市では、保護者の負担を軽減するため、掛金の一部を補給しています。

■加入できる保護者の範囲

- ①加入時に県内に住所を有していること
- ②加入時に 65 歳未満の人であること（年齢計算は 4 月 1 日現在）
- ③生命保険契約の被保険者となれない特別の病気や障がいがないこと
- ④心身障がい者を扶養している保護者（配偶者、父母、兄弟姉妹、その他の親族等）であること

▽加入状況

（令和 6 年度、単位：人）

区 分	1 級（重度）	2 級（軽・中度）	3 級	計
身体障がい者	13	5	0	18
知的障がい者	42	18		60
その他の障がい	3	2	1	6
計	58	25	1	84

▽補給対象人員

(令和 6 年度)

助 成 対 象	対象人員 (人)	県が減額する 割合	市が助成する 割合	本人の負担割合
生活保護世帯	0	掛金の 10 割		0
市民税非課税世帯	4	掛金の 5 割	掛金の 5 割	0
市民税均等割世帯	2	掛金の 3 割	掛金の 3 割	掛金の 4 割
計	6			

▽年金・弔慰金支給状況

(令和 6 年度)

保護者の死亡等により障がい者が年金を受給している人	113 人
障がい者の死亡により弔慰金の一時支給を受けた人	2 人

7 特別障害者手当等給付事業

在宅の重度障がい者に対して、手当を支給し、福祉の向上を図っています。

(令和 7 年 1 月 31 日現在)

区分	受給者数(人)	支給金額(円)	手当月額(円)
特 別 障 害 者 手 当	409	140,583,680	28,840
障 害 児 福 祉 手 当	158	29,813,740	15,690

※5 月、8 月、11 月、2 月の年 4 回支給。令和 7 年度手当月額は令和 7 年 4 月分から改定。

(特障) 29,590 円 (障害児) 16,100 円。

8 特別児童扶養手当給付事業

この手当は、特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づくもので、精神または身体に中度以上の障害を有する 20 歳未満の児童を監護している父母、または父母にかわって児童を養育している人に支給されます。

ただし、児童が障害を支給事由として公的年金を受けるとき、または受給者及び同居の親族等が前年において一定額以上の所得を有する場合は支給されません。

▽受給状況

(令和 7 年 3 月 31 日現在)

年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
受給者数	610 人	622 人	590 人	553 人	556 人
手当月額 (児童 1 人につき)	1 級	55,350 円			
	2 級	36,860 円			

※令和 7 年度の手当月額は令和 7 年 4 月分から金額改定。1 級 56,800 円、2 級 37,830 円。

9 身体障害者更生館管理運営事業

(1) 八戸市身体障害者更生館 (八戸市類家四丁目 3-1 電話 44-9100)

在宅身体障がい者の社会生活の適応性と福祉の増進を高めるための施設である八戸市身体障害者更生館を指定管理者に委託し、機能回復訓練室、作業室、集会室等の貸し出し、更生相談等を行っております。

(2) 八戸市障害者地域生活支援センター (八戸市身体障害者更生館内 電話 44-9377)

障がい者がサービスを選択する際の相談と情報を提供するための相談支援事業についても、あわせて指定管理者に委託しています。

■主な支援事業

- ・在宅福祉サービスの利用援助・・・ホームヘルパー、デイサービス等の利用援助等
- ・社会資源を活用するための支援・・・作業所の紹介、福祉機器の利用助言等
- ・社会生活力を高めるための支援・・・社会生活支援プログラムの実施
(障がいについての理解、人生設計)
- ・専門機関の紹介・・・・・・・・・・障がい者のニーズに応じた専門機関を紹介